

後期高齢者医療制度

問 国保年金課（☎62-1207・FAX24-2466）ID 1003269

対 国内に住む75歳以上の人または65～74歳で一定の障害のある人

●医療費の負担区分（一部負担割合）

現役並み所得のある人（3割）	Ⅲ	同一世帯に市町村民税の課税所得が690万円以上ある被保険者がいる世帯の人
	Ⅱ	同一世帯に市町村民税の課税所得が380万円以上ある被保険者がいる世帯の人
	I	同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の人
一般（1割）		現役並み所得のある人Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅰに該当しない人
区分Ⅱ（1割）		市町村民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない人
区分Ⅰ（1割）		世帯全員の各種所得（公的年金は控除額を80万円で計算）が0円の人または、世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している人

●高額療養費

1カ月の医療費の自己負担額が次の限度額を超えた場合には、高額療養費として支給されます。

負担区分		外来の限度額（個人単位）	外来+入院の限度額（世帯単位）
現役並み所得のある人	Ⅲ	252,600円+（医療費－842,000円）×1% （過去12カ月以内に高額療養費の支給が3回以上ある場合には、4回目から140,100円）	
	Ⅱ	167,400円+（医療費－558,000円）×1% （過去12カ月以内に高額療養費の支給が3回以上ある場合には、4回目から93,000円）	
	I	80,100円+（医療費－267,000円）×1% （過去12カ月以内に高額療養費の支給が3回以上ある場合には、4回目から44,400円）	
一般		18,000円 （年間上限額144,000円）	57,600円 （過去12カ月以内に高額療養費の支給が3回以上ある場合には、4回目から44,400円）
区分Ⅱ		8,000円	24,600円
区分Ⅰ		8,000円	15,000円

※75歳に年齢が到達した月（1日が誕生日の人を除く）については、上記の限度額が半額になります。

※高額療養費に該当した人には通知を送りますので、事前の手続きは不要です。

●限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証

現役並み所得Ⅰ・Ⅱに属する人は「限度額適用認定証」、市町村民税非課税世帯（区分Ⅰ・Ⅱ）に属する人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関に提示することで、医療費の自己負担額が支払窓口にて上限額までとなり、入院時の食事代や居住費も減額されます。事前申請が必要ですので、被保険者証とマイナンバーが確認できるものを持参し、お早めに手続きをしてください。申請月の初日から有効となる認定証を交付します。

■入院したときの食事代

負担区分		食事代（1食あたり）
一般および現役並み所得のある人		460円
指定難病患者の人（区分Ⅰ・Ⅱに該当しない人）		260円
区分Ⅱ	入院合計日数*1が90日まで	210円
	入院合計日数が91日以上	160円
区分Ⅰ		100円

*1 直近の12カ月間で、区分Ⅱの認定を受けている期間の入院日数。他の健康保険加入期間の入院も合算できます。

■療養病床に入院したときの食事代と居住費

負担区分	食事代（1食あたり）	居住費（1日あたり）
一般および現役並み所得のある人	460円*2	370円 （指定難病患者は0円）
区分Ⅱ	210円	
区分Ⅰ	130円	
区分Ⅰのうち老齢福祉年金受給者	100円	0円

*2 一部の医療機関では、420円の場合があります。

●療養費

医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を作ったときは、申請することにより、支払った費用の一部が支給されます。

必要書類 被保険者証、医師の証明書、領収書、通帳など口座情報が分かるもの、マイナンバーが確認できるもの

●葬祭費

被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った人（喪主）に対し、5万円が支給されます。

必要書類 通帳など口座情報が分かるもの（名義人が喪主のもの）、亡くなった人の被保険者証（手元に残っている場合）

確認書類 会葬礼状、または葬儀の領収書

●高額医療・高額介護合算療養費制度

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に、支払った医療費と介護サービス費の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた場合は、申請により自己負担額の一部が支給されます。支給の対象となる人には、2月下旬に申請書を送りますので、事前の手続きは不要です。

●交通事故にあったら

交通事故など他人の行為（第三者行為）によりケガや病気をした場合には、届け出ることによって、保険証が使えるようになります。届け出がないと、医療費が全額自己負担となる場合があります。

※他にも海外診療や移送費などの給付制度があります。詳しくは国保年金課へ。

※後期高齢者医療制度の手続きでは、身分証明書とマイナンバーが確認できるものが必要です。本人または世帯主以外の人が手続きをする場合は、委任状が必要です。成年後見人などの法定代理人が手続きをする場合は、委任状の代わりに登記事項証明書などの証明書類の提出をお願いします。

●ジェネリック医薬品を利用しましょう！

医療機関で処方される医薬品には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間満了後に作られた薬です。開発費が少なくなり、新薬よりも価格が安くなるため、医療費の自己負担額を抑えることができるだけでなく、医療費の節減にも役立ちます。効き目や安全性は、新薬と同様です。詳しくは医師や薬剤師にご相談ください。

市制施行70周年プラス1事業 日本フットサルリーグ刈谷大会

市制施行70周年プラス1を記念して、日本屈指の強豪名古屋オーシャンズのホームゲームを開催し、ペアチケットをプレゼント。また、フットサル教室も開催します。

時 6月20日(日) 14時キックオフ

対戦相手 湘南ベルマーレ

場 ウイングアリーナ刈谷

内 ①観戦招待 ②観戦招待と中学生フットサル教室
③観戦招待と小学生フットサル教室

※②の教室は9時～10時30分、③の教室は10時30分～12時で行います。

対 ①市内在住・在勤・在学の人 ②市内在住の中学生とその保護者 ③市内在住の小学生とその保護者

定 ①20組 ②③各50組

※申込多数の場合は抽選とし、結果は当選者のみ5月28日(金)ごろに発送します。

申 5月25日(火)（必着）までに、住所・氏名（2人分）、年齢、電話番号、②③に応募の人は教室参加者の学校名・学年をハガキまたは直接、スポーツ課日本フットサルリーグ刈谷大会特別招待券係（〒448-0011 築地町荒田1・☎水曜）へ。

問 スポーツ課（☎63-6040）

